令和８年度
こども家庭庁　選考採用試験（課長補佐級/係長級（事務系）（総合職相当））
募集要項

１．職務内容

こども家庭庁所管行政に関する政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する業務を担当する、課長補佐級の職員及び係長級相当職員として採用します。

※ 採用後は、国家公務員採用総合職試験合格者相当として任用されます。

【課長補佐級】自らが主体となり政策の企画立案、調整、執行において責任ある役割を担っていただきます。

【係長級】政策の企画立案に携わり、チームの中で議論に必要な資料作成や調査、調整などを中心に担っていただきます。

２．求める人材

【課長補佐級】

（１）こども行政に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
（２）困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力を有する者
（３）適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
（４）自らが主体となり政策の企画立案、調整、執行において責任ある役割が担える者
（５）組織の管理及び業務進行の管理に適性がある者
（６）職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
（７）採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

【係長級】

（１）こども行政に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
（２）困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力を有する者
（３）適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
（４）政策実行において議論や調整、それに必要な資料作成や調査などの中心的役割を担える者
（５）職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
（６）採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

３．応募資格

【課長補佐級】

大学等（短期大学等を除く）の卒業（大学院過程等の修了を含む）の後、国家公務員、地方公務員、民間企業、国際機関、研究機関等において勤務した経験を令和９年４月１日時点で８年以上有する者。

【係長級】

大学等（短期大学等を除く）の卒業（大学院過程等の修了を含む）の後、国家公務員、地方公務員、民間企業、国際機関、研究機関等において勤務した経験を令和９年４月１日時点で４年以上有する者。

※　課長補佐級と係長級の両方に応募いただくことが可能です。

※　応募資格を満たしているかを確認するため、最終合格者の方には勤務証明書等をご提出いただきます。勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんのでご注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

※また、次のいずれかに該当する者は応募できません。

（１）日本の国籍を有しない者

（２）国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

○　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

○　一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

○　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（３）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

（４）採用予定時期までに国家公務員法第81条の６に定める定年に達する者（令和９（2027）年度における定年年齢は63歳）

４．給与・手当

給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。原則、これまでの勤務経験年数（常勤勤務）は全て反映することとしております。

諸手当としては、扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当、超過勤務手当、本府省業務調整手当、ボーナス（期末手当、勤勉手当）等の適用があります。

（参考）給与（年収）の目安

課長補佐級：約650万円～約800万円 以上

係長級　　：約550万円～約750万円 以上

※ 上記の目安金額には、月給に加え、ボーナス（令和7年度実績 4.65 ヶ月分）、地域手当、本府省業務調整手当を含み、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当は含みません。（令和８年４月現在）

※ 上記はあくまで目安であり、採用後に級・号俸の決定や手当の認定を経て給与額が決まります。また、法令の改正等により制度が改正されることもあります。このため、上記目安は、実際の支給額を保証するものではありません。

５．勤務地

こども家庭庁庁舎（東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　霞が関ビルディング）

※ 採用後一定期間経過の後、異動等により勤務地変更の可能性があります。

６．勤務時間・休暇

勤務時間は原則として、１日７時間45分で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みとなります。

休暇には、年次休暇（年20日（４月１日採用の場合、採用の年は15日）。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）、介護休暇等を利用できます。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休暇制度等があります。

７．採用予定数

課長補佐級、係長級ともに若干名を予定

８．採用予定時期

原則、令和９年４月１日（木）

※　上記日程を目安としますが、受験者の都合による調整が可能です。

※　選考日程が変更となった場合には採用予定時期も変更の可能性があります。

９．選考日程

受付期間　令和８年11月16日（月）～令和８年12月13日（日）23時59分迄

第一次選考（書類）結果通知　令和８年12月22日（火）（予定）

※ 第一次選考合格者のみに、結果をメールで通知します。

第二次選考 令和９年１月12日（火）～令和９年１月27日（水）のうち指定する日

※ 第一次選考合格者に、日程調整のメールを差し上げます。

※ 上記日程を原則としますが、受験者の都合による調整が可能です。

※ 選考状況によっては、複数日で面接を実施する可能性があります。

最終選考結果通知 令和９年１月29日（金）（予定）

※ 第二次選考の受験者全員に、メールで合否を通知します。

※ 選考状況によっては、上記日程より前倒しで合否を通知する可能性があります。

１０．選考方法

（１）選考内容

① 第一次選考

○ 書類選考（経歴評定）

○ 論文試験（政策の企画等に必要な能力等を有しているかを判断）

② 第二次選考

○ 面接試験（人柄、対人能力等を判断）

※ 選考状況によっては、複数日で面接を実施する可能性があります。

※ 面接試験は、オンライン及びこども家庭庁の庁舎（霞が関）で実施予定です。（第一次選考の合格者へ、個別にご連絡いたします。）

１１．応募方法

様式をダウンロードし、必要事項をご記入の上、応募受付期間に、こども家庭庁マイページ（経験者）からご提出ください。

※応募書類に記載された個人情報は、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。

（１）必要書類

① 履歴書（様式１）

② 小論文（様式２）

【課題】

こども家庭庁所管行政において、あなたが考えるこども家庭庁が今取り組むべき政策課題について、理由を述べながら１つ取り上げるとともに、その政策課題への対応策を具体的に述べてください。また、あなたがこども家庭庁職員として、その対応策を実施するに当たって活かすことができる自身の経験や専門性について述べてください。（2,000字以内）

③　職務経歴書（様式３）

これまでの職務経歴について、期間、業務内容（担当業務の詳細、実績等）やポジション（職位や部下の数等）を記載ください。

【留意点】

・応募書類は、所定の様式を使用のうえ、**PDF形式（２MB以内）でご提出**ください。
・PDF変換後、文字が見切れる場合がありますので、必ずご確認ください。
・提出ファイル名は、「【氏名】履歴書」、「【氏名】小論文」、「【氏名】職務経歴書」としてください。
　①履歴書（様式１）Microsoft Excel → PDFに変換　　（例）【こども太郎】履歴書
　②小論文（様式２）Microsoft Excel → PDFに変換　　（例）【こども太郎】小論文
　③職務経歴書（様式３）Microsoft Word → PDFに変換　（例）【こども太郎】職務経歴書
・写真の貼付漏れにご注意ください。
・提出後の内容修正・再提出はできません。
・書類に不備・不足がある場合や、所定の様式を使用していない場合は、応募を受理しないことがあります。

（２）提出方法

こども家庭庁マイページ（経験者）から、上記の必要書類①～③を提出（アップロード）してください。

■提出先URL：https://mypage.3010.i-webs.jp/cfa-career/

【留意点】

・マイページ（経験者）に登録後、応募受付期間のみ提出フォームが表示されます。

（３）応募受付期間

令和８年11月16日（月）～令和８年12月13日（日）23時59分受信分迄【厳守】

１２．問い合わせ先

こども家庭庁長官官房総務課　総合職経験者採用窓口

※問い合わせについてはメールでのみ対応します。

E-mail：saiyo_keikensya@cfa.go.jp